

令和6年度パソコン等機器類売却に係る
制限付一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法第234条第1項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度パソコン等機器類売却
(詳細は別紙「令和6年度パソコン等機器類売却仕様書」のとおり)
- (2) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日(月)

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (7) 古物商免許の資格を有すること。

3 入札の日時及び場所

- (1) 日 時： 令和7年1月24日（金）13時30分
- (2) 場 所： 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6階（602会議室）
※郵送による入札は認めません。

4 入札保証金

入札金額の100分の5以上に相当する額を、入札執行前に納付すること。
ただし、那覇市契約規則第8条に該当する場合は免除する場合がある。

5 契約保証金

市と契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

ただし、那覇市契約規則第 30 条に該当する場合は免除する場合がある。

6 契約書作成の要否
要

7 入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

8 お問い合わせ

那覇市企画財務部 情報政策課 : 安村、嘉手川、久高

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-861-0350 FAX 098-862-0619